

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美ほか9名

被告 国

原告ら弁論要旨
(社会的状況及び意識の変化)

2024（令和6）年9月20日

東京地方裁判所民事第2部D b 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川 見 未 華

社会的状況及び意識の変化にかかる原告ら代理人の弁論要旨は以下のとおりである。

1 はじめに

1947（昭和22）年に夫婦同氏制度を定める民法750条が成立してから現在までに77年間に過ぎ、婚姻・家族の形態や家族の在り方に対する国民の意識は大きく変化した。

2 社会の変化

(1) 1947（昭和22）年当時は、「三世代以上が同居する大家族」の形が一般的であったが、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に入り、夫婦と子どもだけの核家族が増加した。夫は外で働き、妻は家庭を守るという性別役割分担意識が広まる中では、夫婦同氏制度は、比較的受け入れられていた側面もあった。

しかしながら、時代の流れの中で、家族の形も国民の意識も変わっていった。

1975（昭和50）年以降、女性の就業率は上昇し、1997（平成9）年には、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回った。

婚姻・出産・育児のために離職する人も、2000（平成12）年頃から減少傾向となった。

女性役員や管理職の割合も増えた。政府は、日本経済の今後の成長のために、さらなる女性の役員の登用を具体的目標として掲げている。

このように、女性の社会活躍の場が広がり、女性が氏を継続して使用する必要性が高まっている。

（2）また、性別にかかわらず、昨今の晩婚化は、婚姻前の氏で積み上げてきた長いキャリアを維持する必要性を強めている。

再婚割合の増加は、複数回の婚姻の度に氏を変更しなければならないとすると、キャリアの断絶を免れないことを意味する。

また、インターネット上の自己表現や交流の機会が増え、画面に表示される「氏」名による個人識別の重要性もますます高まっている。

3 国民意識の変化

（1）内閣府の世論調査において、2001（平成13）年には、選択的夫婦別氏制度導入に賛成の割合が反対の割合を上回った。

婚姻による氏の変更が自らの問題というべき女性の20～30代の回答では、1994（平成6）年には既に賛成が反対を上回り、その後も賛成が高い割合を維持している。

夫婦別氏であることで、「家族の一体感やきずなに影響があるか」という質問に対しては、「影響がないと思う」と答える人の割合が年々増加し、2021（令和3）年も61.6%と高い割合を維持している。

国民はもはや、家族の一体感やきずなを「夫婦同氏制度」になど求めている。

- (2) 民間の世論調査では、選択的夫婦別氏制度に賛成する意見は6割を超えるものばかりである。20～30代女性のほぼ8～9割が、選択的夫婦別氏制度を望んでいる。また、男女を問わず、比較的若年の世代において、賛成割合が高くなる傾向にある。

4 地方議会による選択的夫婦別氏制度導入を求める決議の増加

地方議会においては、国に対して選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が採択され続けている。2024（令和6）年8月末時点において、採択された議会の合計数は333議会に及ぶ。

意見書が採択された都道府県・市区町村の人口（住民基本台帳、2024年1月現在）は、日本の総人口の実に66.32%となる。

5 国連委員会からの改正勧告と国際的動向

国際的にみれば、現在では、夫婦同氏を法的に義務付ける国は日本のみとなった。

一向に法改正をしない日本に対し、女性差別撤廃委員会はこれまで三度にもわたり改正勧告を行い、さらに、自由権規約委員会も改正勧告を突き付けている。

6 まとめ

平成27年大法廷判決後、選択的夫婦別氏制度は社会的トピックスとして、選挙戦では問題点の一つとして取り上げられ、メディアでも頻繁に取り上げられるようになった。

2024（令和6）年に入り、経団連ほか複数の経済団体からも、選択的夫婦別氏制度を求める声明や提言が続いている。国際社会からの遅れが指摘され、選択的夫婦別氏制度の導入は「国家的急務」とまで明言されている。

夫婦の氏のあり方を自分たちで決定できる選択的夫婦別氏制度は、多様な価値観を認め合う現代社会に沿うものであり、現在では、大多数の国民に、広く受け入れられている。

夫婦同氏を強制する現在の制度の必要性や合理性は、完全に失われている。

以上